

千葉県バドミントン協会主催（主管）大会における背面に関する規定（2026. 5. 21）

「千葉県バドミントン協会：着衣上の背面に関する規定」

- (1) 公益財団法人 日本バドミントン協会大会運営規程第4章第24条に準拠する。
背面には3行までの文字列の表示が認められ、選手名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を表示する。千葉県においては3行のうち1行に(4)に規定する所属名を示す行が無ければならない。
- (2) 専用の背面布を着衣に取り付けたものを認める。専用布は4点をしっかり止めること。
- (3) プリント、手書きの何れも認める。
- (4) **所属名（＝チーム名）は、大会申し込み書の所属名とする。**千葉県民スポーツ大会においては群市名が所属名。
- (5) 複・混合複の場合は2名とも付けなければならない。*所属名の表示例：千葉市の場合「千葉」「千葉市」「CHIBA」「CHIBA CITY」を使用できる。*所属名（＝チーム名）とは県内に活動拠点を持ち、継続して組織的に活動している団体の名称を言う。従って、学校名、企業名、任意に設立された団体、群市代表チームの名称が使用できる。

公益財団法人日本バドミントン協会競技規則第4章第24条 プレーヤー（またはコーチが競技用ウェアを着用する場合）の着衣上の表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

〔1〕 ウェア（上衣）の背面には、上部より3箇所までの文字列と背番号の表示と、中央部に背番号の表示、下部に広告帯の表示を認める。なお、文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。

- ① 文字列各行の大きさは、それぞれ高さ6cmから10cm、横30cm以内とし、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただし、プレーヤー名とチーム名など異なる項目を同一箇所に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。ただし、当該3箇所のうち最下段には、広告帯の表示を認める。広告帯の表示はチーム名、スポンサー名や広告のいずれかを表示することができる。（広告帯にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい。）また、広告帯は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
 - ② プレーヤー名チーム名等の表示が6cmから10cm、横30cm以内の範囲に1行で表示できない場合は複数行になっても構わない。なお、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cmから10cmとする。
 - ③ 背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする
 - ④ 文字列、背番号は視認性の高い文字（楷書体・明朝体またはゴシック体のような文字）、数字（算用数字）を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表部分の色と明確に区別できる色とする。
 - ⑤ 下部の広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとする。
 - ⑥ 視認性に疑義が生じた場合、当該大会終了後、レフェリーは大会（事業本部）その事案を報告し、本大会にて別に定める基準にて判断し、その結果を当該関係者に通知する。
- 〔2〕 ウェア（上衣）の全面には、広告帯の表示と前番号の表示を認める。
- ① 広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとする。
 - ② 前番号はウェア（上衣）全面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする。

- [3] ウェア（上衣には、左袖、右袖、左肩、右肩、左襟、右襟（襟のない場合は襟にあたる位置）、左胸、右胸、胸中央の9カ所に、製造メーカーロゴを含め広告等を表示することができる。
ただし、1カ所に表示できるものは一つまでとし、1つの表示の大きさは20cm²センチ以内（1つだけは50cm²以内でも可）とする。
※広告等とは、スポンサーロゴ、スポンサー名、チームロゴ、チーム名、都道府県名、ブランド名等々である。
- [4] プレーヤーのショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に、ロングパンツは前面の太もも上部に相当する高さに、製造メーカーロゴを含め広告等を左右それぞれ2つまで表示することができる。1つの表示の大きさは20cm²以内とする。番号を表示する場合、背番号と同一番号とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）も表示する場合は、その範囲内とする。
- [5] 各ソックス（対の一つ）には製造メーカーロゴを含め広告等を2つで表示することができる。一つの表示の大きさは20cm²以内とする。プレーヤーがソックスに加え、圧縮/サポートソックス等を着用する場合には各脚/足には合計2つまで製造メーカーロゴを含め広告等を表示することができる。（サポータなどの医療用具の製造メーカーロゴはその数に入れず）
- [6] プレーヤーのアンダーウェア、リストバンド、バンダナ、サポータなどの医療用具に製造メーカーロゴを含め広告等を一つまで表示することができる。
（番号の場合背番号と同一番号とする）その表示の大きさは20cm²以内とする。
- [7] 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記〔1〕～〔6〕の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。
- [8] プレーヤーまたはコーチは違法で中傷的で、または、私的な商業的意味を再送信持つ入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それらに類似したものを着以外でも表示してはいけない。
あるいは独断的で政治的または宗教的な主張の強い意図あるメッセージなどの表示も同様である。
- [9] 機能性表示（10cm²以内）は広告等の数に含まず3つまでとし、表示場所は指定しない。
- [10] 本会は、広告を禁止する項目を別途定めることができる。
※ウェアに関するビジュアルガイドをBAJbadomintonRuleBook2026 参照（194ページ）